

北見赤十字病院及び北海道立北見病院  
検体検査業務委託業者選定プロポーザル実施要項

次のとおりプロポーザルを招請します。

令和3年6月14日

北見赤十字病院  
院長 荒川 穰二

1. 件名

北見赤十字病院及び北海道立北見病院における検体検査業務委託

2. 業務内容

別紙「検体検査業務委託仕様書」のとおり

3. 業務実施場所

北見赤十字病院内  
北海道立北見病院内

4. 業務実施期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日迄

5. 病院施設の概要

別紙「検体検査業務委託仕様書」のとおり

6. プロポーザル参加資格

北見赤十字病院及び北海道立北見病院における検体検査業務委託者選定に係るプロポーザル公告に基づく一般競争入札等については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、下記事項によるものとする。

(1) プロポーザルに参加させないことができる者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) プロポーザルにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 第一交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められた者

- (2) 北見赤十字病院の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務提供」の「319 その他」で A ランクの認定を受けていること。
- (3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社及び北海道で行われる北海道又は国の役務提供の契約における不正行為等に基づき、北海道若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、北海道又は国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間について指名停止等の措置を受けていない期間であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者並びに和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者。

- (6) 入札手続等

担当部署

① 所在地：〒090-8666 北海道北見市北 6 条東 2 丁目 1 番地

② 施設名：北見赤十字病院

③ 担当者：事務部 施設課長 安藤 慎一

電話：0157-24-3115（内線 2430）

FAX：0157-22-3339

E-mail：shinichi\_andou@kitami.jrc.or.jp

## 7. 参加表明書の提出及び参加資格の確認

本プロポーザルに参加意向のあるものは、参加表明書（様式 2）及び検体検査業務委託仕様書Ⅱ . 8 . (ア) から (オ) の要件を満たしていると証明できる書類（認定書および証明書、契約書等の写し、受託実績については 1 病院分で構いません。）を提出して下さい。当院で本プロポーザルへの参加資格の有無を確認後、参加資格確認通知書を送付します。

- (1) 提出期限

令和3年6月25日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

6. (6) のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（ただし、郵送の場合は書留郵便とし期限までに到着するように発送して下さい。）

参加資格確認結果の送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分（440円）の切手を貼った角2号封筒）を併せて提出すること。

(4) 参加資格確認結果通知書の送付日及び方法

令和3年6月30日（水）に郵便で発送します。

なお、同日17時00分までに、参加資格確認結果と委託項目別仕様書（様式5）を電子メールにて送信します。

## 8. 質問書の提出について

本プロポーザルに関する内容について質問がある場合は、質問書（様式1）を提出して下さい。なお、質問がない場合においても参加表明書を提出する意向のある者は質問書に「質問なし」と記載して提出して下さい。質問内容及び回答については、質問書の提出があった者全員に通知します。

(1) 提出期限

令和3年7月2日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

6. (6) のとおり

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。また、電子メールの場合は別途電話にて到着確認を行って下さい。）

(4) 回答送付日及び方法

令和3年7月9日（金）17時00分までに電子メールで回答します。

## 9. 提案書の提出

本プロポーザルへの参加資格を有することが確認された者は、次により提案書を提出して下さい。

(1) 提出期限

令和3年7月23日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

6. (6) のとおり

- (3) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。）
- (4) 提出部数  
各 20 部
- (5) 提出書類
  - ① 提案書（提案内容 様式自由）
  - ② 参考見積書（税込、様式自由）
  - ③ 委託項目別仕様書（様式 5 に必要事項を記載する）
  - ④ 会社の概要がわかるもの（パンフレット等）

#### 10. 提案書の内容

- (1) 用紙の大きさは原則 A4 版（縦横自由）、片面印刷とします。
- (2) 提案書の様式は特にありません。
- (3) 以下の各項目に関する事項について、提案書に記載して下さい。
  - ① 会社概要、実績、社会的貢献活動等の社会的信用度について
  - ② 検査精度、リスク管理等の精度保証について
  - ③ 依頼・結果参照に関する利便性向上について（ペーパーレス化等）
  - ④ 当院の医師・看護師・臨床検査技師の業務効率化・負担軽減について
  - ⑤ 委託開始日までのスケジュールおよび既存検査結果との継続性について
  - ⑥ その他提案事項（自由記載）
- (4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意して下さい。
  - ① 提案は、前項の事項に沿って、文章で簡潔に記述して下さい。
  - ② 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
  - ③ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとして下さい。

#### 11. プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時（予定）  
令和 3 年 9 月〇〇 日（ ） 15:00～17:00
- (2) 実施場所  
〒090-8666 北海道北見市北 6 条東 2 丁目  
北見赤十字病院内（詳細については、後日連絡します。）
- (3) 出席者  
4 名以下とし、必ず当院（予定）担当者を含めて下さい。
- (4) その他

- ① 本ヒアリングについては非公開とします。
- ② ヒアリング時の資料は提案書のみとします。資料の追加配布及び差替えは一切認めません。ただし、パワーポイントによる提案書の補足説明及び口頭による軽微な訂正は可能とします。
- ③ 提案内容の説明及びヒアリングの時間等詳細は、別途お知らせします。

## 1 2. その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ② 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ③ 虚偽の内容が記載されたもの。
  - ④ ヒアリングに出席しなかったもの。
- (3) 選定・非選定の通知  
提案書を提出した者のうち、受託候補者に選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知します。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
  - ① 言語 日本語
  - ② 通貨 日本国通貨
- (5) 提出された書類の取扱い
  - ① 提出された書類は、本プロポーザル以外に提出者に無断で使用しないものとします。
  - ② 提出された書類は、プロポーザルを行うために全部又は必要な範囲について複製を作成することがあります。
  - ③ 提出された書類及びヒアリングにおいて虚偽があると判断した場合は、選定を見合わせる場合があります。
  - ④ 提出された書類は、返却しません。
- (6) その他
  - ① 書類の提出は、1社につき1案のみとします。
  - ② 参加表明書（様式 2）の提出期限以後又は選定通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は、次の順位の者と手続を行います。

以上